

よくある質問・注意事項

Q. 就学支援金の所得制限は撤廃されたのではないのですか？

A. 今年度は所得制限の一部が事実上撤廃されました。これまでの通り就学支援金は年収約 910 万円未満世帯が対象ですが、年収約 910 万円以上世帯は臨時支援金を受けることができます。

申請の際は年収目安から判断せず、就学支援金・臨時支援金の両方の申請を一緒に行ってください。併せて学校から学費補助金の申請も行います。

神奈川県が所得要件の審査を行い、該当しないことが分かれば、審査終了後に学校から「不認定」の旨の通知が届きます。

Q. 自分の所得区分が知りたいです。

「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」は何の書類を確認すれば分かりますか？

A. 項目1に掲載している「神奈川県 学費支援リーフレット」の「所得区分の確認方法」をご参照ください。

なお、計算して所得区分を明確に知りたい場合は、下記へお問い合わせください。

神奈川県福祉子どもみらい局 私学振興課助成グループ

電話：045-210-3793

Q. (初めての申請等) マイナンバーカードが無いのですが、どうしたら良いですか？

A. 以下のいずれかをご用意ください。

① マイナンバー通知カード

マイナンバー制度が開始した際に、個人に付与された通知カードです。

表面に自身のマイナンバーが記載されています。

申請時には、保護者等の収入状況提示方法を選択する際に「個人番号を入力する」を選択し、記載のマイナンバーを入力することで申請ができます。

② マイナンバー記載の住民票

「マイナンバーの記載がある住民票」を役所等の窓口で取得することで、自身のマイナンバーが分かります。

申請時には上記①と同様に「個人番号を入力する」を選択して申請してください。

Q. (はじめての申請等) 保護者2名の内、1名は収入がありません。その場合は、保護者等情報は1名のみ入力すれば良いですか？

A. 収入の有無に関わらず、保護者等が2名の場合は2名分の入力が必要です。
なお、「主たる生計維持者〇名」というのは、高校3年生で生徒が成人している場合使う選択肢ですので、お間違えのないようにご注意ください。

Q. 審査結果はいつ頃分かり、補助金はいつ頃もらえますか？

A. 神奈川県での審査終了後、横須賀学院から申請者に結果を郵送でお知らせします。
昨年は、就学支援金は9月中旬、学費補助金は10月下旬に審査結果をお知らせしました。また、就学支援金は3ヶ月分ずつを初回目安9月下旬に、臨時支援金は1年間分を目安12月末に、学費補助金は1年間分を目安11月上旬にお振込みいたします。
なお、毎月の授業料の引き落とし額に変更はありません。

Q. 保護者の一方が海外在住の場合の補助額はいくらになりますか？
また、申請時にはどのように入力すれば良いですか？

A. 就学支援金では、加算支給額無し(月額9,900円)で支給を受けることができます。
学費補助金は受給することができません。
個人番号の指定を受けている場合は、就学支援金の申請時に保護者等2名の情報を入力してください。その際、海外在住の保護者等の「課税地」については、「日本国内に住所を有していない。」にチェックを入れてください。

Q. (高校1年生) 4月に申請したのですが、今回も申請が必要ですか？

A. 4月に申請されたのは2025年4月～6月分の就学支援金の申請です。今回は、2025年7月～2026年6月の就学支援金の申請と、2025年度の臨時支援金と学費補助金の申請受付なので、申請する必要があります。
4月～6月分の結果の通知は郵送物をご確認ください。